



税理士 山本 善通 氏

## Question

## 寄附金

当組合は、共同購買事業を主事業として活動を行っています。このたび、組合として指定寄附金に該当する寄附を行う予定です。この場合において、一般の寄附金や個人事業者との比較についても、その概要を教えてください。

## Answer

### 【概要】

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

法人が支出した寄附金については、一定の範囲内で損金に算入されます。

### 〈1 国等に対する寄附金及び指定寄附金〉

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。指定寄附金とは、広く一般に募集される寄附金であり、教育又は科学の振興、文化の向上等に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であるとして、財務大臣が指定するもの（法37③二）をいいます。

### 〈2 特定公益増進法人等に対する寄附金〉

特定公益増進法人に対する寄附金、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭及び認定NPO法人等に対する寄附金のうち一定の要件を満たすものは、その合計額と次の特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

### 〈3 上記以外の寄附金（一般の寄附金）〉

上記1及び2に該当しない寄附金（一般の寄附金）は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

《計算例》 資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$\left[ 1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{10万円}$$

### 〈損金算入するための手続〉

上記1及び2の寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書など所定の書類を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

所得税と法人税の寄附金税制を比較しますと下記の通りです（主なもの）

区分	所得税	法人税
国又は地方公共団体に対する寄附金 指定寄附金	特定寄附金として、一定の金額を所得控除	支出額の全額を損金算入
特定公益増進法人に対する寄附金 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	〔公益社団法人等、認定NPO法人等又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。〕	一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
認定NPO法人等に対する寄附金		
一般の寄附金（上記以外）	所得控除されない	損金算入限度額の範囲内で損金算入

（国税庁資料より抜粋）